

平成 20 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 **株式会社 ケーズホールディングス**
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 修 一
役 職 氏 名
(コード番号 8282 東証一部)
問 合 せ 先 取 締 役 社 長 室 長 林 政 廣
T E L 029 - 226 - 2794

取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額 及び内容決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定についての議案を、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 28 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

会社法(平成 17 年法律第 86 号)施行後、取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権は、会社法第 361 条の規定により、新株予約権自体の価値が算定される点に着目し、報酬性が肯定化され、「報酬等」の一部であると位置づけられました。つきましては報酬限度額の範囲内において、当社取締役及び監査役に対するストック・オプションにつきご承認をお願いするものであります。

このストック・オプションは当社の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としております。

新株予約権の内容

(1) 報酬として割当てする新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 70,000 株(うち社外監査役割当 3,000 株)を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本件新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、下記(3)に定める 1 株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

700 個(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 100 株。ただし、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権の数の上限とする。

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に上記(2)に定める新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立をしない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(以下「最終価格」という。)の平均値に1.05を乗じ、1円未満の端数は切り上げた金額または新株予約権発行の日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)のいずれか高いほうの金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株予約権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で、行使価額を調整するものとする。

(4) 新株予約権の行使をすることができる期間

平成22年7月1日から平成24年6月30日まで

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合(死亡の場合を除く)はこの限りでない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権割当の日以降、当社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。
- ④ この他の条件は、本總會及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の払込金額又は算定方法

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

以 上